

第2次一般廃棄物処理基本計画

令和3年2月

愛 南 町

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
1. 本町の一般廃棄物処理の動向	1
2. 国の動向	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第2章 愛南町の概況	3
第1節 地理的・地形的特性	3
第2節 気象的特性	4
第3節 土地利用状況	4
第4節 人口及び世帯数の推移	5
1. 人口及び世帯数の分布	5
2. 年齢階級別人口	6
第5節 産業の動向	7
1. 産業別就業人口	7
2. 事業所	8
第3章 ごみ処理基本計画	9
第1節 一般廃棄物処理の現況	9
1. ごみ処理体系	10
2. 収集・運搬の状況	11
3. 収集・運搬量の実績	13
4. ごみ処理の実績	13
5. ごみ処理・処分施設の概要	14
6. ごみの排出抑制・減量化・再生利用の状況	15
7. これまでのごみ処理の評価	16
8. 課題の抽出	17
第2節 ごみ処理基本計画の策定	18
1. 将来予測	19
2. 基本方針	24
3. 目標値の設定	25
4. ごみ処理基本計画の施策	27
第4章 生活排水処理基本計画	34
第1節 基本方針	34
第2節 生活排水処理の現状	34
第3節 生活排水の処理主体	35
第4節 処理形態別人口の予測	36
第5節 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況	37
1. し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ	37
2. し尿及び浄化槽汚泥の収集量の実績	37
3. 1人1日平均排出量	38
4. し尿処理施設の概要	38
第6節 し尿及び浄化槽汚泥処理計画	38
1. 収集・運搬計画	38
2. 中間処理計画	38

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、長期的・総合的視点に立った愛南町の一般廃棄物の処理に関する基本方針を明確にするものです。

平成27年度に策定した本計画の目標年次である令和7年度までの計画の進捗状況を検証し、その検証結果及び愛南町の社会・経済情勢の変化や今後の一般廃棄物発生の見込み、地域の開発計画などを踏まえ「愛南町一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

1. 本町の一般廃棄物処理の動向

本町の一般廃棄物処理は、し尿処理については、平成6年4月から平成27年7月まで愛南町クリーンセンターで処理を行っていましたが、平成27年8月より宇和島地区広域事務組合汚泥再生センター(以下、「広域汚泥再生処理センター」という。)において処理を行っています。中間処理及び資源物の回収は平成11年11月から平成29年9月まで愛南町環境衛生センターで行っていましたが、平成29年10月より宇和島地区広域事務組合環境センター(以下、「広域環境センター」という。)において処理を行っています。広域汚泥再生処理センターと広域環境センターは、愛媛県が策定した「愛媛県ごみ処理広域化計画」に基づき、ごみ処理施設の広域化・集約化を推進するため、宇和島地区広域事務組合で建設された施設です。

2. 国の動向

国は平成28年6月に循環型社会形成推進基本計画の見直しを行い、第4次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。第4次循環型社会形成推進基本計画では基本的方向として、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」を掲げています。取組として、①多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生、④万全な災害廃棄物処理体制の構築、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進とする方針を打ち出しています。

循環基本計画では、循環型社会を形成するための目標を設定する指標を定めていますが、一般廃棄物の指標は表1-1-1に示すとおりです。

表1-1-1 第2次一般廃棄物処理基本計画の取組指標

目標年度	取組指標	目標値
令和7年度	ごみ総排出量	平成28年度比で約10%削減
	1人1日当たり排出量	平成28年度比で約10%削減

第2節 計画の位置づけ

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づいて、一般廃棄物の処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本的な計画です。

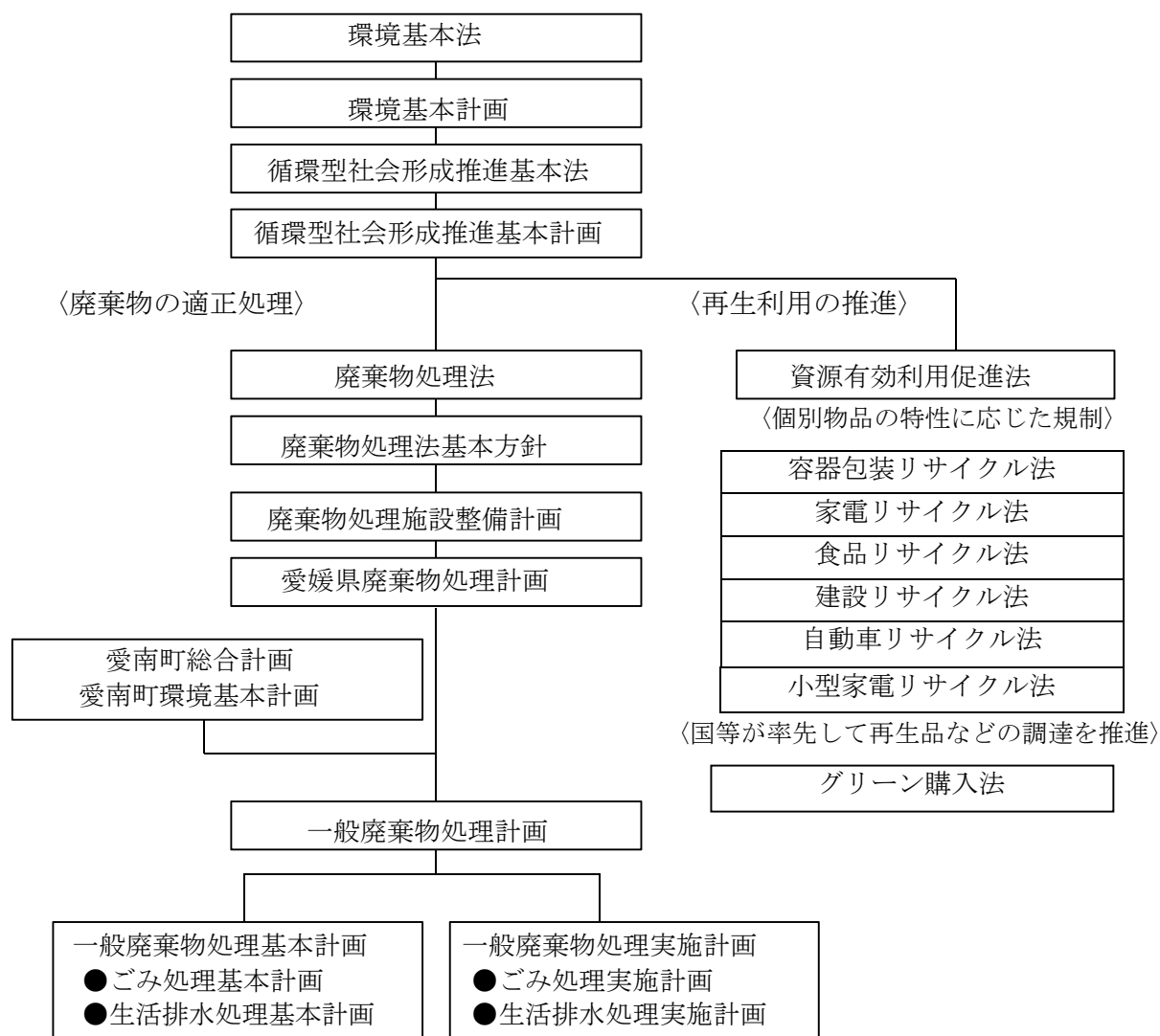
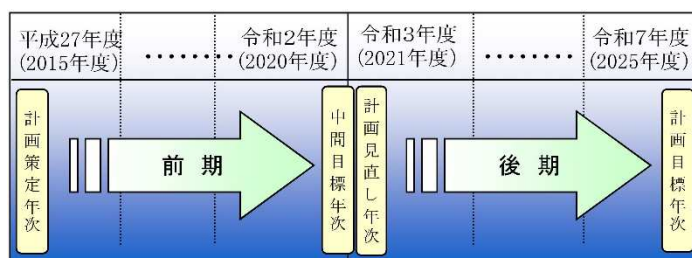


図1-2-1 本計画の位置付けと他の計画との関係

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、目標年次を令和7年度とします。なお、本計画は、社会情勢の変化や、法改正等により必要が生じた場合にも計画の見直しを行うこととします。



第2章 愛南町の概況

第1節 地理的・地形的特性

本町は、図2-1-1に示すとおり、愛媛県最南端部足摺宇和海国立公園の一角に位置しています。

地形は起伏に富んだ中山間地帯であり、北は四国山脈から分岐する篠山支脈の800m前後の山林地帯、南は雄大な景観をもつリアス式海岸が太平洋を望んでいます。東は篠山が東進して高知県宿毛湾に注ぎ、西は宇和海に由良半島が長く突き出ており、豊後水道をはさんで九州に面しています。

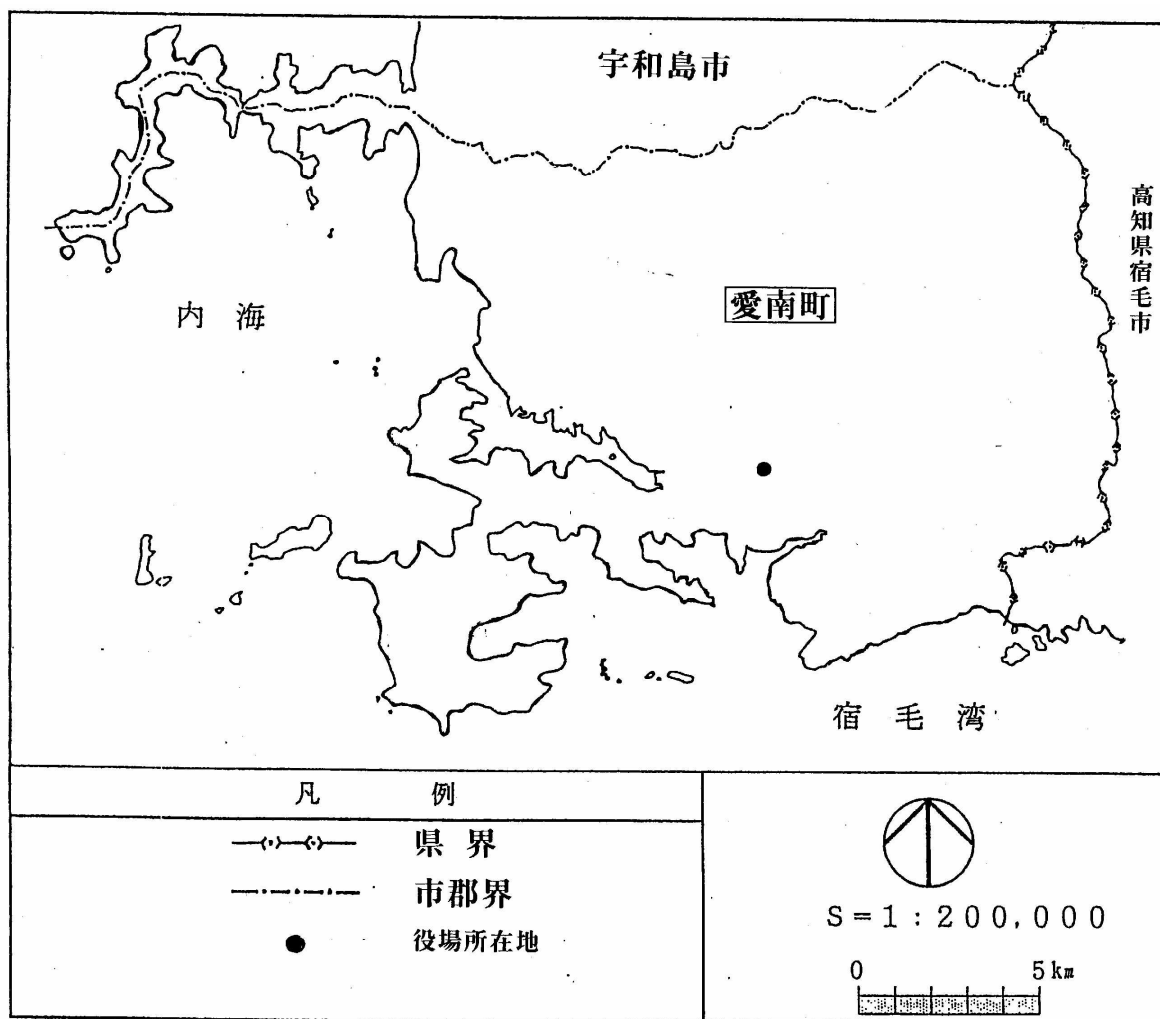


図2-1-1 位置図

第2節 気象的特性

気候は、本町全体において四季を通じて温暖な気候です。冬季においても、ほとんど降雪をみない温暖多湿の気候です。

御荘観測所における気温及び降水量の測定結果は、表2-2-1に示すとおりで、平成29年の気象概況によると、最高気温は33.2℃（8月）、最低が2.9℃（1月）、年間の平均は17.5℃前後です。降水量は年間1,829.5mmです。

表2-2-1 平成29年の気温及び降水量の状況（御荘地域気象観測所）

月	気 温		降水量 (mm)
	最高 (℃)	最低 (℃)	
1	12.2	2.9	45.5
2	12.8	3.2	70.0
3	15.0	5.3	73.0
4	21.0	11.2	209.5
5	25.5	14.3	98.0
6	27.1	17.5	294.0
7	32.1	24.0	116.5
8	33.2	24.5	177.0
9	28.1	19.4	225.5
10	23.7	16.0	393.0
11	18.0	8.5	90.0
12	11.5	3.3	37.5
年 間	年間平均最高 21.7	年間平均最低 13.3	年間総降水量 1,829.5

資料) 平成30年愛媛県統計年鑑（平成29年実績）

第3節 土地利用状況

本町の地目別土地面積は、表2-3-1に示すとおりで、山林が最も多く全体の半分を占めており50.7%、次いで畑（8.2%）、田（4.2%）、となっています。

表2-3-1 地目別土地面積

(単位：k㎡)

区分	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場原野	その他	合計
地目別面積	9.39	18.18	4.97	0.20	112.43	0.75	75.98	221.89
(比率)	(4.2%)	(8.2%)	(2.2%)	(0.1%)	(50.7%)	(0.3%)	(34.3%)	(100.0%)

資料) 平成30年愛媛県統計年鑑（平成30年1月1日現在）

第4節 人口及び世帯数の推移

1. 人口及び世帯数の分布

本町の人口は、過去5年間（平成27年度～令和1年度）の推移をみると、表2-4-1及び図2-4-1に示すとおり、令和1年度現在20,774人で、平成27年度に比べ、約9%減少しています。

また、世帯数も近年減少傾向にあり、令和1年度現在で、平成27年度に比べ、約3.5%減少しています。1世帯あたりの人数は、平成27年度に約2.16人、令和1年度は約2.03人となっています。

表2-4-1 人口及び世帯数の動態

年 度	人口（人）	世帯数（世帯）
H27	22,843	10,590
H28	22,349	10,501
H29	21,756	10,396
H30	21,296	10,306
R 1	20,774	10,223

資料) 各年度末住民基本台帳

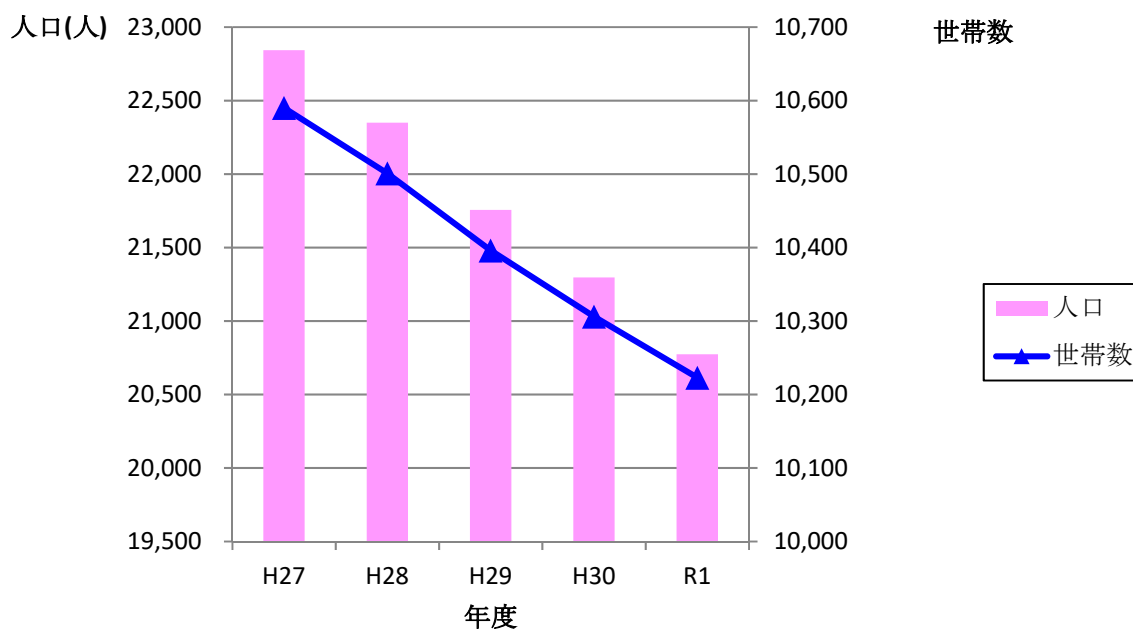


図2-4-1 人口及び世帯数の動態

2. 年齢階級別人口

本町の年齢階級別人口は、表2-4-2及び図2-4-2に示すとおりで、60～69歳が最も多く、全体の20.8%を占めており、次いで70～79歳が15.0%、50～59歳が13.8%となっています。

表2-4-2 年齢階級別人口

年齢階級	人口（人）	構成比
0～9歳	1,251	5.7%
10～19歳	1,695	7.7%
20～29歳	903	4.1%
30～39歳	1,753	7.9%
40～49歳	2,411	11.0%
50～59歳	3,021	13.8%
60～69歳	4,548	20.8%
70～79歳	3,275	15.0%
80～89歳	2,389	10.9%
90～99歳	579	2.7%
100歳以上	25	0.1%
年齢不詳	70	0.3%
合計	24,061	100.0%

資料) 平成30年愛媛県統計年鑑（平成27年10月1日現在、国勢調査）

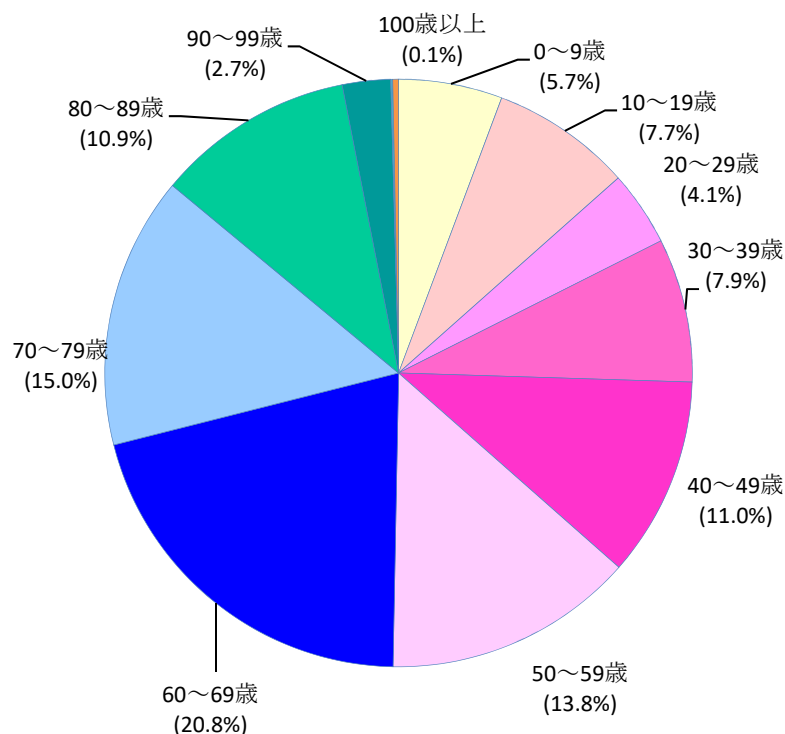


図2-4-2 年齢階級別人口

第5節 産業の動向

1. 産業別就業人口

本町の産業別就業人口は、表2-5-1及び図2-5-1に示すとおりで、第1次産業が20.9%、第2次産業が14.3%、第3次産業が64.0%となっています。

第1次産業の内訳をみると、漁業の割合が高く54.8%となっており、次いで農業の42.1%となっています。第2次産業では、建設業が最も多く50.5%、次いで製造業が49.5%を占めています。第3次産業では、医療、福祉が26.1%で最も多く、次いで卸売・小売業が21.8%を占めています。

表2-5-1 産業別就業人口

区分	人口(人)	構成比
第1次産業	1,998	20.9%
農業	841	42.1%
林業	62	3.1%
漁業	1,095	54.8%
第2次産業	1,365	14.3%
鉱業	-	-
建設業	689	50.5%
製造業	676	49.5%
第3次産業	6,114	64.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	23	0.3%
情報通信業	27	0.4%
運輸業	550	9.0%
卸売・小売業	1,331	21.8%
金融・保険業	133	2.2%
不動産業	35	0.6%
飲食店、宿泊業	462	7.6%
医療、福祉	1,594	26.1%
教育、学習支援業	412	6.7%
複合サービス事業	259	4.2%
サービス業	929	15.2%
公務	359	5.9%
分類不能の産業	76	0.8%
合計	9,553	100.0%

資料) 平成30年愛媛県統計年鑑(平成27年10月1日現在)

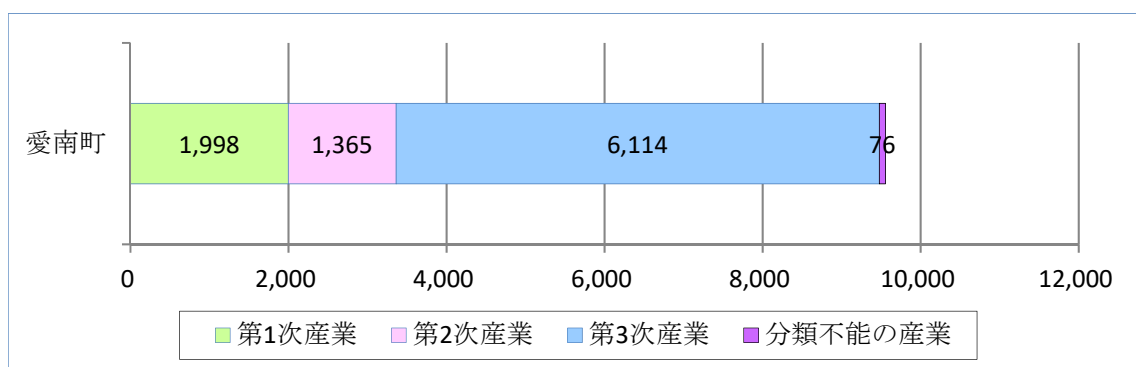


図2-5-1 産業構造別人口

2. 事業所

本町の事業所数は表2-5-2に示すとおりで、卸売・小売業が最も多く25.3%を占めており、次いでサービス業19.6%となっています。

表2-5-2 事業所数

区 分	事業所数
農林漁業	39
鉱業	—
建設業	110
製造業	80
電気・ガス・熱供給・水道業	3
情報通信業	4
運輸業	31
卸売・小売業	347
金融・保険業	15
不動産業	67
飲食店、宿泊業	176
医療、福祉	102
教育、学習支援業	76
複合サービス事業	36
サービス業	269
公務	18
合 計	1,373

資料) 平成26年愛媛県経済センサス(平成26年7月現在)

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 一般廃棄物処理の現況

1. ごみ処理体系

(1) ごみ処理の概要

本町のごみ処理の概要は、収集・運搬については主に業者委託等で行い、一部を町直営で行っている。中間処理については、ごみ焼却処理及び不燃物処理を広域環境センターで行い、最終処分を広域環境センター及び宇和島市と愛南町で行っています。処理・処分の施設の位置は、図3-1-1に示すとおりで、本町におけるごみ処理・処分の体系は図3-1-2に示すとおりです。

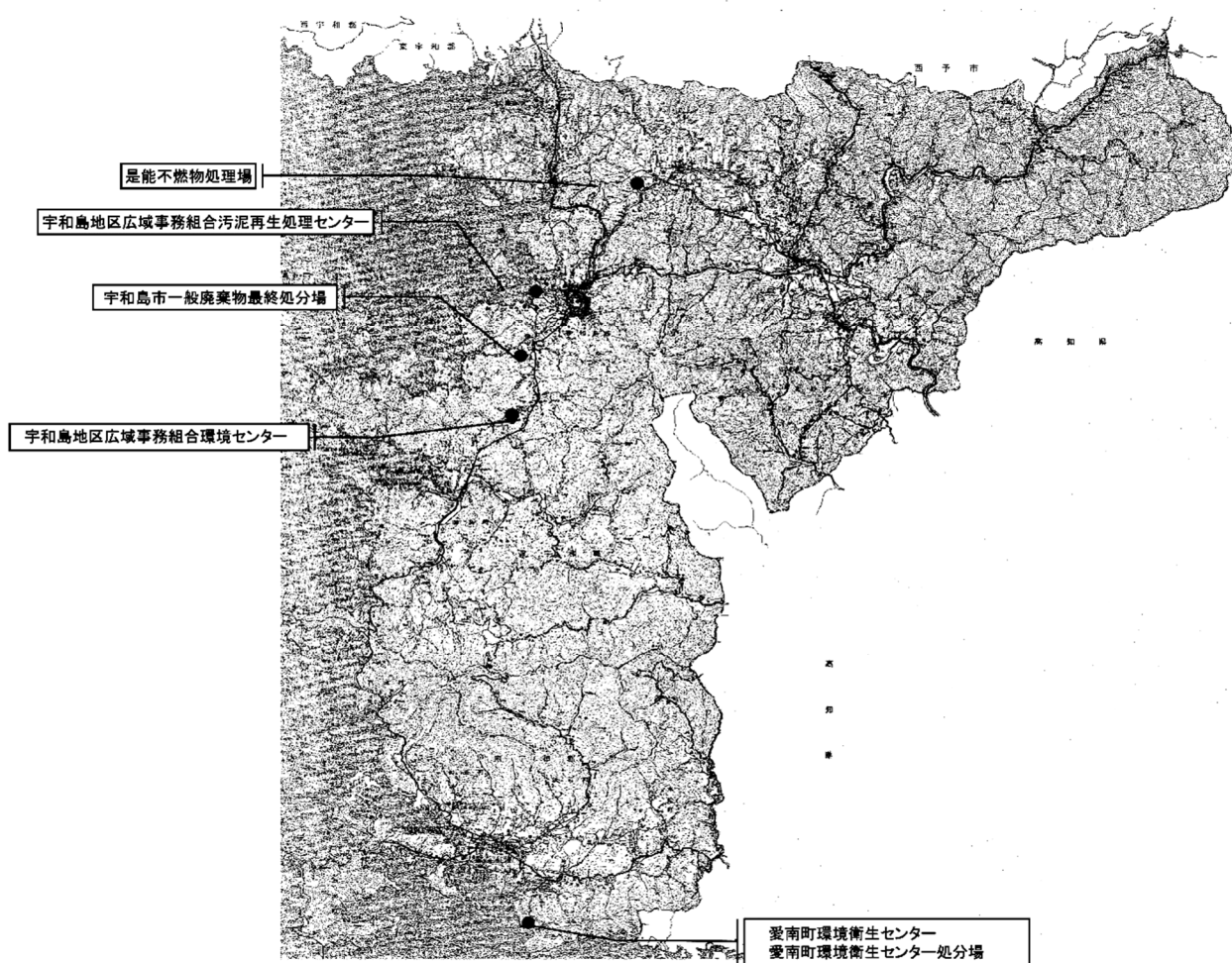
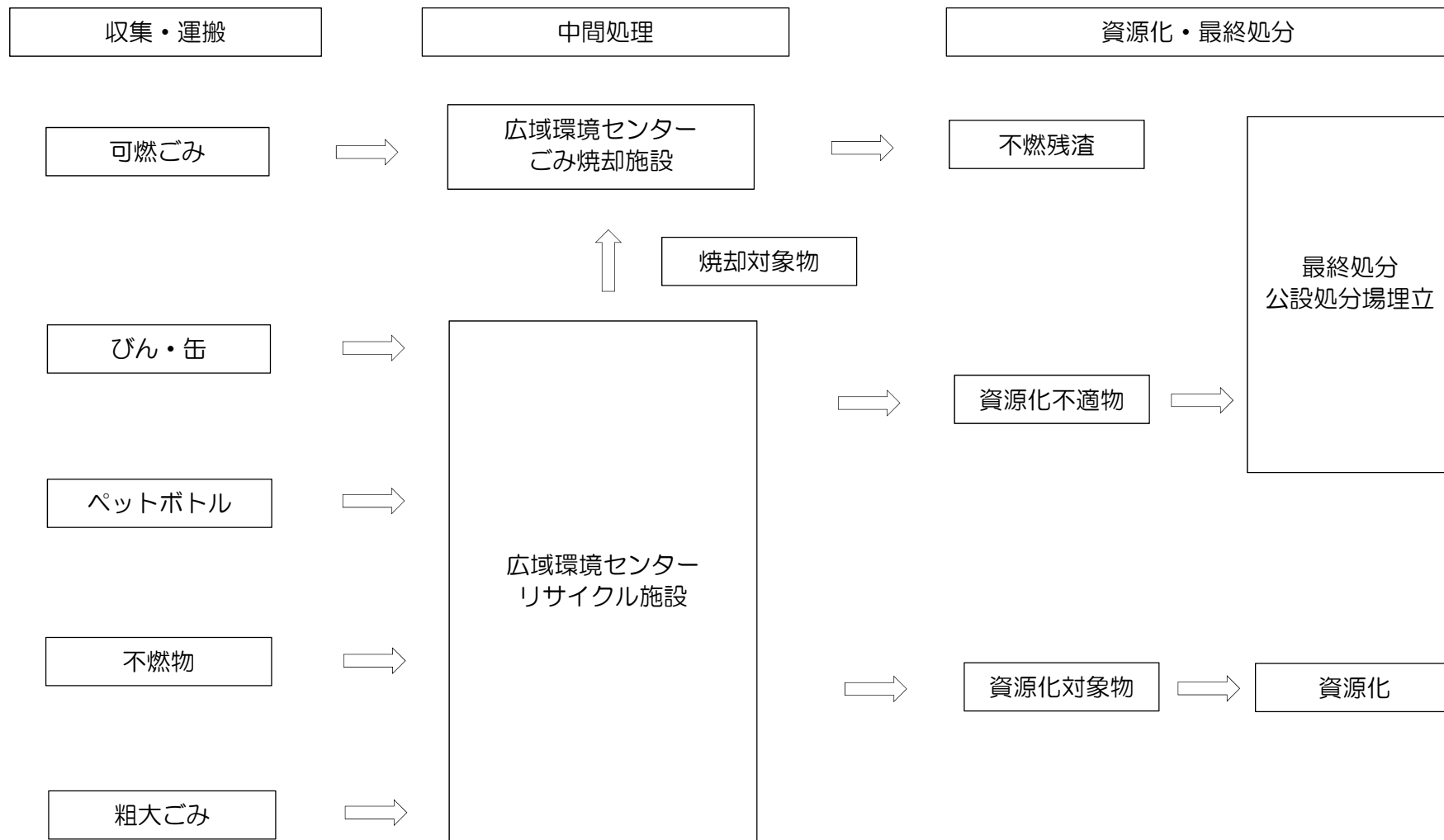


図3-1-1 処理・処分施設の位置

図 3-1-2 ごみ処理・処分の体系（現況）



2. 収集・運搬の状況

(1) 収集ごみ

排出される家庭系ごみは、可燃ごみと資源ごみ、粗大ごみに区分され、可燃ごみと資源ごみについては分別収集を行っています。

(2) 直接搬入ごみ

排出される事業系ごみ（一般廃棄物・粗大ごみを除く）、家庭系粗大ごみ、その他（蛍光灯等）については、環境衛生センターへ直接搬入することとしています。なお、事業系ごみ及び家庭系粗大ごみについては排出者自らが町許可業者に委託することも可能です。

(3) 収集ごみの排出、収集、運搬方法

収集ごみの排出、収集、運搬方法は、表3-1-1に示すとおりです。

表3-1-1 排出、収集、運搬方法

区 分		排出方法	排出場所	収集回数	収集運搬主体
可燃ごみ		指定袋	ごみ集積所	3回/週	委託
資源ごみ	びん・缶	指定袋	ごみ集積所	1回/月	委託
	ペットボトル	指定袋	ごみ集積所	1回/月	委託
	不燃物	指定袋	ごみ集積所	1回/月	委託
	新聞・雑誌・ダンボール	ひもで縛る	指定集積所	1回/月	直営

(令和2年度現在)

また、可燃ごみと資源ごみの収集品目と排出方法は表3-1-2に示すとおりです。

表 3-1-2 家庭ごみの排出方法

可燃ごみ (燃やすごみ)	台所のごみ ⇒ 食料品の容器 (水で汚れが落ちないもの) 残飯・料理くず・茶かす・果物の皮等 紙くず ⇒ 酒パック・ティッシュ・紙おむつ等 繊維くず ⇒ 布切れ・衣類等 その他 ⇒ 吸殻・貝殻・履物・CD・DVD等
資源ごみ (びん・缶)	びん類 ⇒ 酒びん・調味料・ドリンクびん・油びん等 (びんの栓と中身は必ず除く) 空缶 ⇒ ビール缶・ジュース缶・缶詰・ミルク缶類等 (中身を出して水洗いすること。スプレー缶はガスを完全に抜いて出すこと。)
資源ごみ (ペットボトル)	ペットボトル ⇒ ジュース・酒・調味料用ペットボトル等 (水洗いをして、ラベル・キャップを取除く)
資源ごみ (不燃物)	小型家電製品類 ⇒ 炊飯器・ポット・ラジカセ等 金属類 ⇒ 鍋・やかん・フライパン等 陶磁器類 ⇒ 茶碗・皿・瀬戸物等 その他ガラス類 ⇒ コップ・グラス・花瓶等
粗大ごみ (小型家電含む)	家電品 ⇒ パソコン・扇風機・電子レンジ・あんま機等 その他 ⇒ 自転車・三輪車・座椅子・布団・家具・机 エレクトーン・ギター等
その他	紙類 ⇒ 新聞・雑誌・ダンボール等 (十文字に結ぶ) その他 ⇒ 電池・蛍光灯等
取り扱わないごみ	危険物類 ⇒ 消火器・ガスボンベ・火薬類等 建築廃材 ⇒ 木材・瓦・ブロック・コンクリート・土砂等 有害物質 ⇒ シンナー・農薬等 医療系廃棄物 ⇒ 注射器・注射針・医薬品類等 リサイクル ⇒ エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・ 対象家電 衣類乾燥機 その他 ⇒ オートバイ・タイヤ・畳・農機具等
備考	分別が徹底されていない袋は収集しない。

(令和2年度現在)

3. 収集・運搬量の実績

過去5年間（平成27年度～令和1年度）の本町の年間ごみ処理量は、表3-1-3に示すとおりです。

令和1年度におけるごみ処理量は、平成27年度と比較して、搬入ごみが約7.6%減少している。これは、パンフレットを用いた啓発活動等、事業系ごみ（搬入ごみに含む）の適正搬出についての指導強化及び、住民のごみ減量化への意識が向上した結果の実績によるものです。

4. ごみ処理の実績

(1) ごみ処理の実績

表3-1-3 ごみ処理量の実績

区分(単位)		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
計画処理区域内人口(人)		22,843	22,349	21,756	21,296	20,774
搬入量合計(t)	可燃ごみ(家庭系)	4,328	4,233	4,478	4,396	4,363
	可燃ごみ(事業系)	1,174	1,132	1,211	954	951
	可燃ごみ 合計	5,502	5,365	5,689	5,350	5,314
	資源ごみ	928	910	680	662	647
	粗大ごみ	204	217	153	126	167
	合計	6,634	6,492	6,522	6,138	6,128
焼却量(t)		6,015	5,428	6,210	5,650	5,646
資源化量(t)	金属類プレス	102	101	60	51	51
	スチール	10	8	25	27	27
	アルミ	25	25	25	25	27
	ガラス類	57	63	70	95	86
	プラスチック	19	26	0	0	0
	ペットボトル	28	28	32	35	36
	紙類	365	366	293	287	274
	その他	6	6	26	43	57
	合計	612	623	531	563	558
最終処分場(t)	焼却灰	764	687	733	700	710
	不燃残渣	235	214	62	38	32
	し尿焼却灰	14	0	0	0	0
	合計	1,013	901	795	738	742

※平成29年4月1日より、広域環境センター搬入新分別に変更

※平成29年10月1日より、広域環境センター本稼働

5. ごみ処理・処分施設の概要

ごみ処理は、現在宇和島地区広域事務組合や宇和島市、愛南町の所有している施設により処理・処分を行っています。

処理・処分施設の概要は表3-1-4に示すとおりです。

表3-1-4 各処理施設

中間処理施設の概要

施設名称	宇和島地区広域事務組合環境センター
所在地	愛媛県宇和島市祝森甲 3799 番地
敷地面積	約 2.9 ha
建築延床面積	熱回収棟（地下3階、地上6階）高さ約 27m 煙突高さ 59m 延床面積 7101.38 m ² 資源回収棟（地下1階、地上3階）高さ 14.5m 延床面積 1569.19 m ²
処理物	一般廃棄物（可燃ごみ、びん・缶、ペットボトル、不燃ごみ、粗大ごみ）
処理能力	熱回収施設【ごみ焼却施設：120 t/日※60 t×2 炉 24 時間運転】 資源回収施設【20 t/日※5 時間運転】
処理方式	熱回収施設 全連続式ストーカ炉 リサイクルセンター 破碎・選別・圧縮・梱包・一時保管
資源化方式	ごみ発電 定格出力 2,500kw（発熱ボイラー） 焼却灰セメント資源化方式等

平成 29 年 10 月本稼働

最終処分場概要

施設名称	愛南町環境衛生センター最終処分場
所在地	愛媛県南宇和郡愛南町大浜 1 番地 26
埋立面積	9,700 m ²
埋立容積	55,000 m ³
埋立構造	準好気性埋立

平成 11 年 11 月埋立開始

施設名称	是能不燃物最終処理場
所在地	愛媛県宇和島市三間町是能 1486 番地 2
埋立面積	5,300 m ²
埋立容積	18,550 m ³
埋立構造	サンドイッチ方式

平成 29 年 7 月から受入れ

施設名称	宇和島市一般廃棄物最終処分場
所在地	愛媛県宇和島市保田乙 541 番地
埋立面積	21,000 m ²
埋立容積	132,000 m ³
埋立構造	準好気性埋立

平成 29 年 7 月から受入れ

6. ごみの排出抑制・減量化・再生利用の状況

(1) 減量化・資源化・有効利用の概要

本町では、ごみの排出抑制として、生ごみ処理容器等の普及によるごみの資源化及び減量化を行っています。また、中間処理段階では広域環境センターリサイクル施設において金属類（鉄、アルミ）、ガラス類、ペットボトル類の分別資源回収を行っています。

①生ごみ処理容器の普及

生ごみ処理容器等の普及は、補助制度を活用して推進しています。

補助の内容を表3-1-10に、過去3年間の交付実績を表3-1-11に示すとおりです。

表3-1-10 補助の内容

補助対象	補助率	限度額
生ごみ処理容器(コンポスト)	購入価格の1/2	3,000円
電気式生ごみ処理機	購入価格の1/2	20,000円

表3-1-11 交付実績

区 分		生ごみ処理容器 (コンポスト)	電 気 式 生ごみ処理機	合 計
H29	台 数 (基)	11	4	15
	補助額 (円)	29,200	76,100	105,300
H30	台 数 (基)	10	4	14
	補助額 (円)	25,500	80,000	105,500
R 1	台 数 (基)	8	4	12
	補助額 (円)	19,000	80,000	99,000

②資源ごみからの資源回収

平成27年度～令和1年度の、資源回収施設で回収された資源化量は、表3-1-12に示すとおりです。

表3-1-12 資源化量の実績

(単位：t)

年度	資源ごみ量	金属類 プレス	スチール	アルミ	ガラス類	プラスチック	ペットボトル	紙類	その他	資源合計	不燃残渣	資源回収率
H27	928	102	10	25	57	19	28	365	6	612	235	65.9%
H28	910	101	8	25	63	26	28	366	6	623	214	68.5%
H29	680	60	25	25	70	0	32	293	26	531	62	78.1%
H30	662	51	27	25	95	0	35	287	43	563	38	85.0%
R1	647	51	27	27	86	0	36	274	57	558	32	86.2%

7. これまでのごみ処理の評価

令和元1年度までのごみ発生抑制、再使用、再生利用、最終処分量の実績は表3-1-13及び図3-1-6のとおりです。

表3-1-13 ごみ処理実績及び見通し

項目	単位	実績		令和2年度 策定目標値	
		平成27年度	令和1年度	令和3年度	令和7年度
ごみ発生量	t / 日	18.1	16.4	16.4	15.2
資源化量	t / 日	1.7	1.5	1.6	1.7
最終処分量	t / 日	2.5	2.1	2.1	1.9
資源化率	%	9.2	9.1	9.8	12.0
減量化率	%	84.7	87.1	87.2	88.0

(単位：t/H)

	実績					予測						
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
ごみ発生量	18.1	17.7	17.2	16.8	16.4	16.5	16.4	16.1	15.8	15.5	15.2	
資源化量	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	
最終処分量	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9	

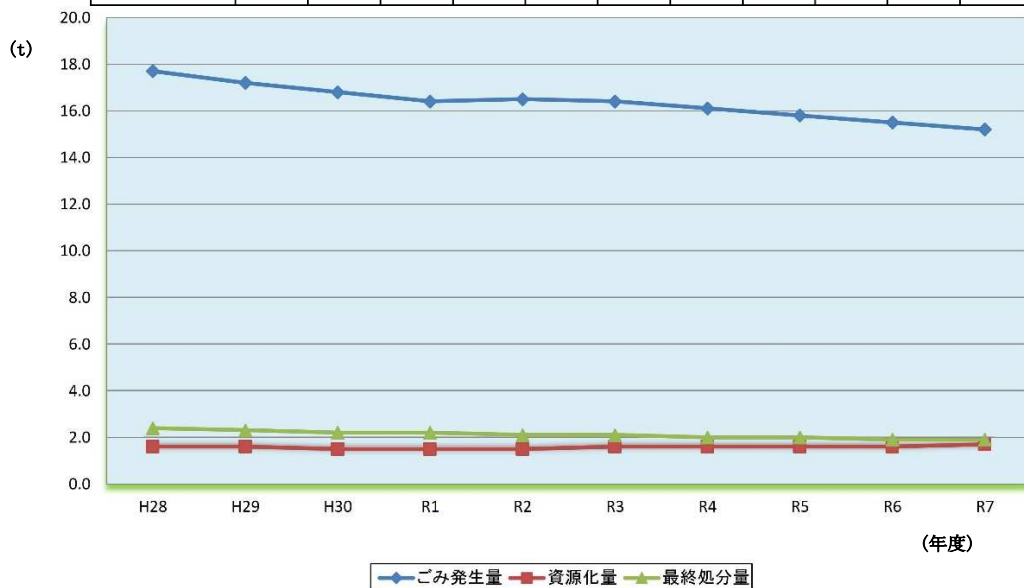


図3-1-6 ごみ処理実績及び見通し

平成 27 年度計画改定時の令和 1 年度人口の推計は、20,739 人、実際の令和 1 年度の人口は 20,774 人になっており、人口の減少は概ね推定通りとなっています。

ごみの発生量については、平成 27 年度から令和 1 年度の5年間で8%の削減率となっており、住民のごみへの意識が高まり、一人一人がごみを減らすよう努力していただいた結果と評価でき、本計画策定において、平成 28 年度から令和 7 年度目標の 10%削減も達成できるものと判断します。過去5年間のごみ処理実績値より、資源化量は減少し、資源化率についても低下しているが、資源ごみ処理量を一人当たりで換算すると、平成 27 年度は 40.6kg/年、令和 1 年度は 31.1kg/年であり、マイバックやマイボトルの利用、詰替製品・簡易包装など、消費者が選択できる資源ごみ削減方法により、ごみの発生制御や資源の再利用を住民が意識しているものと判断します。

最終処分量は減少し減量化率は向上していることも、前記のごみ削減に対する住民の行動が反映されていると判断します。

今後も、循環型社会への意識を持ち、住民、事業者、行政が一体となった取組を行いごみの発生量を抑え資源ごみの資源化率を上げる努力と創意工夫が必要です。

8. 課題の抽出

(1) 発生・排出抑制に関する課題

本町では、住民・事業者に対してごみの発生・排出抑制のために環境教育や啓発活動を行うとともに、指定袋による有料化等の施策を講じてきました。

その結果平成 27 年度実績（6,634t）に対しては人口の減少もあって、令和 1 年度実績で 6,128t と約 7.6%減となっており、現在の状況を維持するため、今後も発生・排出抑制を推進していく必要があります。

(2) 再生利用に関する課題

広域環境センターリサイクル施設において、粗大ごみの選別処理を行い、資源ごみとして、びん・缶類、ペットボトル類、不燃物類の分別収集を行っています。愛南町環境衛生センターでは、古紙、廃蛍光管、廃乾電池等を収集及び回収を行っています。リサイクル可能な資源ごみ等については、概ね分別収集及び資源回収を行っています。更なる分別収集の徹底を促進し、資源化率の向上を図る必要があります。

(3) 中間処理・最終処分の課題

宇和島圏域での広域的処理を実施するため、広域環境センターが整備され、平成 29 年度から稼働しています。今後も引続きごみの減量化や資源化に向けた協議を 1 市 3 町の構成市町と宇和島地区広域事務組合との連携により進める必要があります。

最終処分場については、現在愛南町環境衛生センター最終処分場には飛灰のみを受入れしており、不燃残渣や一部焼却灰等は宇和島市の最終処分場等で処分を行っています。

今後の長期利用及び処分経費の削減のため、将来的に広域利用を含めた受入れ先の確保に向けて検討する必要があります。

第2節 ごみ処理基本計画の策定

1. 将来予測

(1) 人口及びごみ排出量の予測

本町の計画収集人口は、行政区域内全域を収集対象としていることから行政区域内人口と同等とします。将来人口の予測は過去5年間の実績値を基に、時系列に沿って実績値を直線・曲線にあてはめる数学的手法（トレンド法）を用いて行います。

トレンド法に用いる推計式の概要は表3-2-1に示すとおりです。ごみ排出量は、1人1日平均排出量の実績値を基に推計式により、それぞれの予測を行いました。なお、実績値の推移に変化のない場合には、一定期間の実績を平均して、将来値は横ばいとし、その合計を総ごみ排出量としました。

表3-2-1 推計式の概要

等差級数法	$Y=a+bx$	Y：推計値 a, b：係数 Ln, e：自然対数, 逆対数 x：年度
対数級数法	$Y=a+b \times \text{Ln}(x)$	
等比級数法	$Y=ae^{bx}$	
べき級数法	$Y=ax^b$	

① 将来人口予測

将来人口の予測結果は表3-2-2及び図3-2-1に示すとおりです。

過去5年間の実績を推計式に当てはめ、論理的矛盾をきたさないことなどを考慮して、最も妥当と判断されるものを採用しました。

表3-2-2 将来人口

年度	実績					予測					
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人口	22,843	22,349	21,756	21,296	20,774	20,424	20,074	19,724	19,330	18,936	18,542

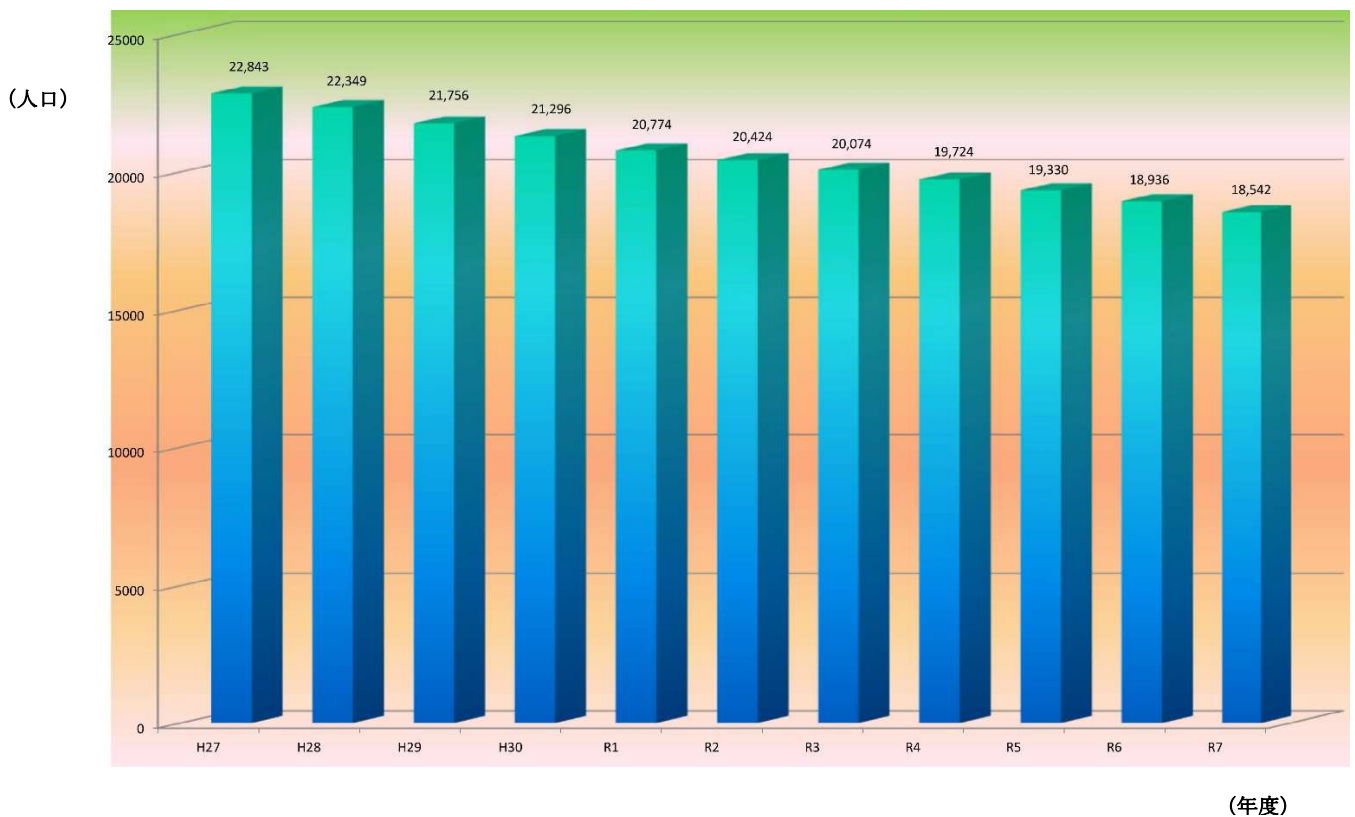


図3-2-1 将来人口

② ごみ排出量の予測

ア 1人1日当たりのごみ排出量の予測

町民1人当たりの1日のごみ排出量の予測結果は表3-2-3及び図3-2-2に示すとおりです。

可燃ごみ、資源ごみについては過去5年間の実績値を推計式に当てはめ最も妥当と判断されるものを採用し、粗大ごみについては過去の実績に変化が見られないことから排出量は一定としました。

表3-2-3 1人1日当たりごみ排出量の予測

(単位: g/人・日)

	実績					予測					
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
可燃ごみ	659	658	716	688	700	653	641	628	616	604	592
資源ごみ	111	111	86	85	85	85	84	84	83	83	82
粗大ごみ	24	27	19	16	22	24	24	24	23	23	23
ごみ排出量	794	796	821	789	807	762	749	736	722	710	697

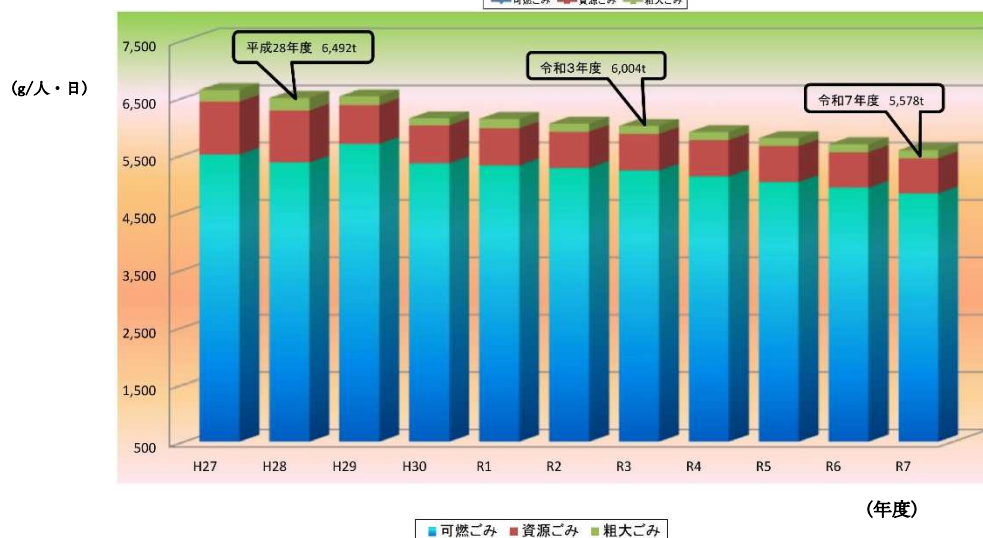
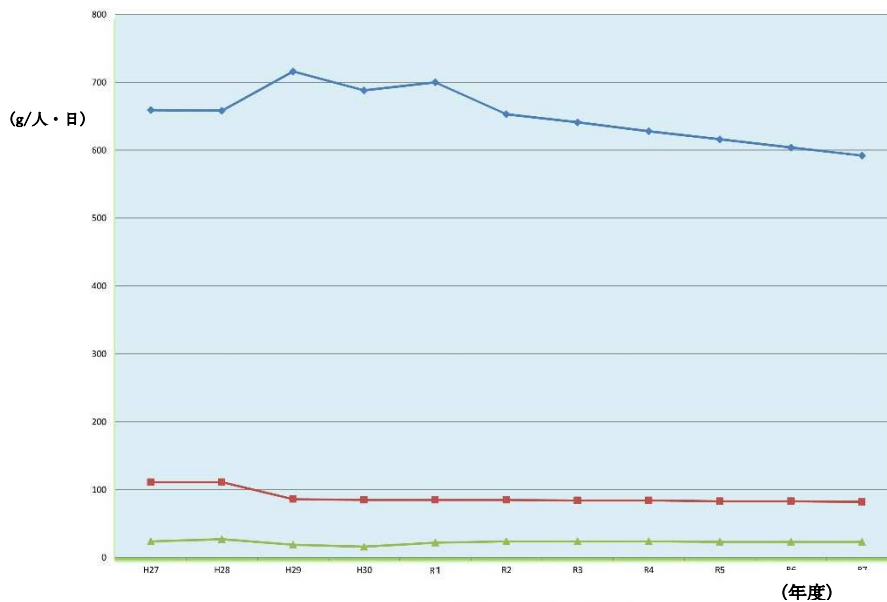


図3-2-2 1人1日当たりごみ排出量の予測

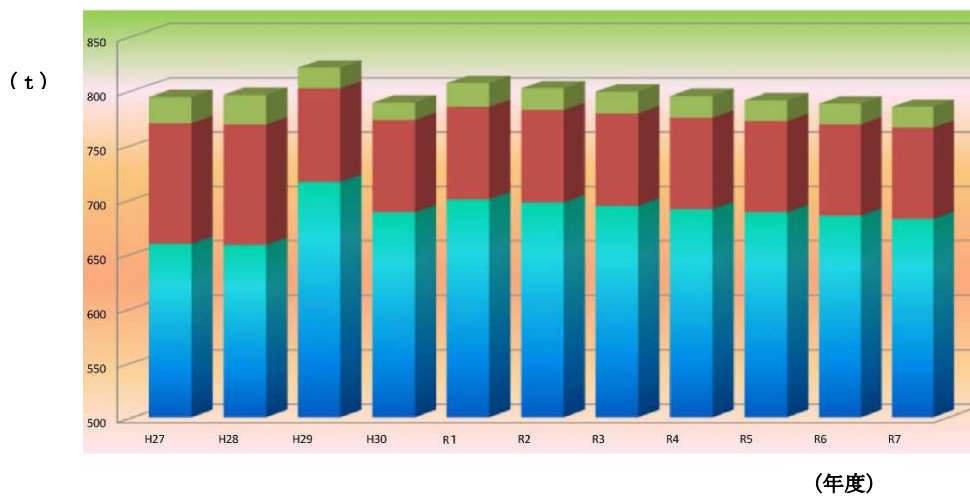
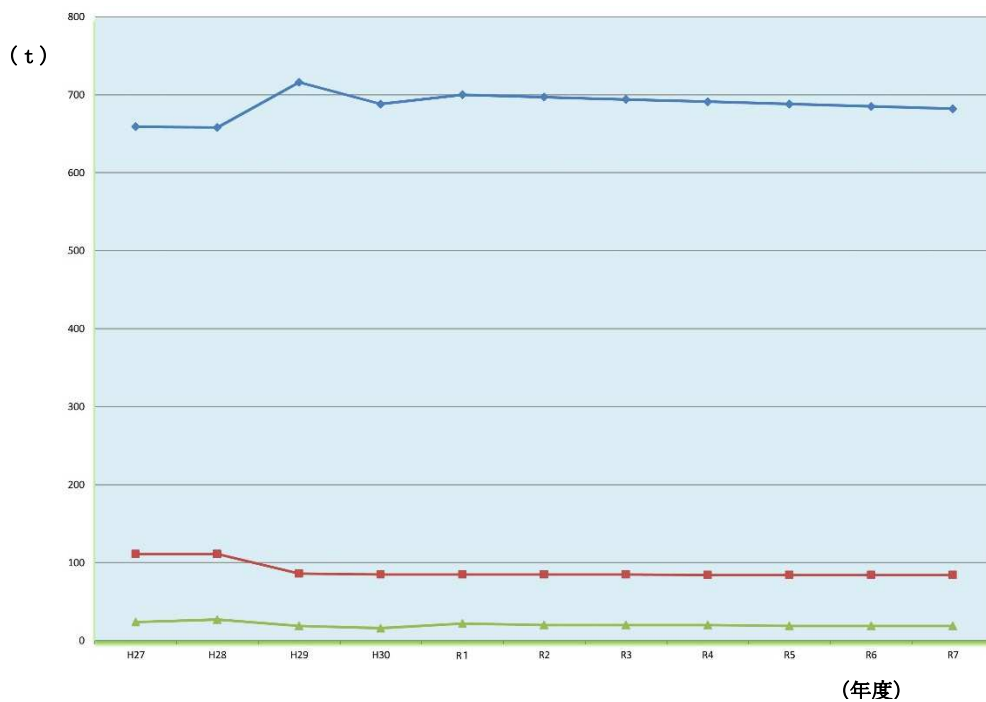
イ ごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測結果は表3-2-4及び図3-2-3に示すとおりです。
1人1日当たりのごみ排出量及び将来人口の予測値より、算出しました。

表3-2-4 ごみ排出量の予測

(単位: g/人・日)

	実績					予測					
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
可燃ごみ	659	658	716	688	700	697	694	691	688	685	682
資源ごみ	111	111	86	85	85	85	85	84	84	84	84
粗大ごみ	24	27	19	16	22	20	20	20	19	19	19
ごみ排出量	794	796	821	789	807	802	799	795	791	788	785



■ 可燃ごみ ■ 資源ごみ ■ 粗大ごみ

図3-2-3 ごみ排出量の予測

(2) 資源化量及び最終処分量の予測

資源化量・最終処分量については過去5年間の実績値を用いて、推計式によりそれぞれの予測を行いました

資源化量と最終処分量の予測値及びごみ排出量の予測値より、それぞれ資源化率、減量化率を算出しました。

① 資源化量の予測

資源化量・資源化率の予測結果は表3-2-5及び図3-2-4に示すとおりです。過去5年間の実績値を推計式に当てはめ最も妥当と判断されるものを採用しました。

表 3-2-5 資源化量及び資源化率の予測

(単位:t)

	実 績					予 測					
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ごみ排出量	6,634	6,492	6,522	6,138	6,128	6,044	6,004	5,895	5,788	5,682	5,578
資源化量	612	623	531	563	558	560	570	580	590	600	620
資源化率 (%)	9.2	9.6	8.1	9.2	9.1	9.3	9.5	9.8	10.2	10.6	11.1

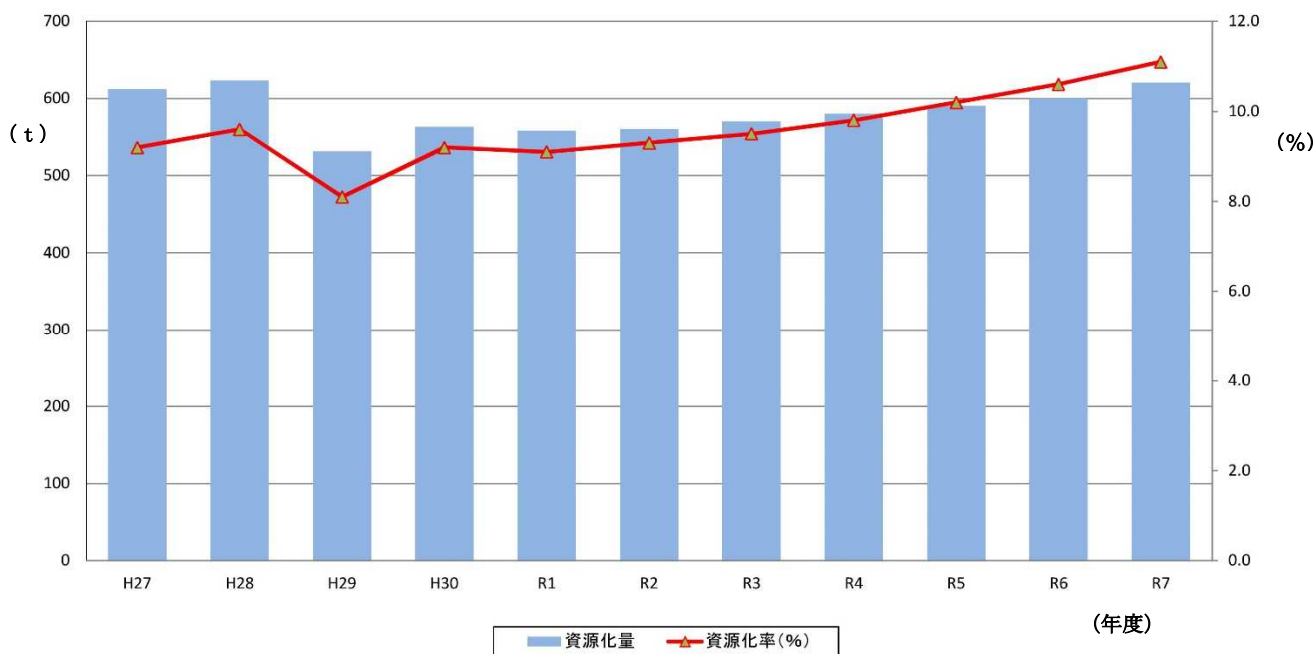


図 3-2-4 資源化量及び資源化率の予測

② 最終処分量の予測

最終処分量・減量化率の予測結果は表3-2-6及び図3-2-5に示すとおりです。
過去5年間の実績値を推計式に当てはめ最も妥当と判断されるものを採用しました。

表3-2-6 最終処分量及び減量化率の予測

(単位:t)

	実績					予測					
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ごみ排出量	6,634	6,492	6,522	6,138	6,128	6,044	6,004	5,895	5,788	5,682	5,578
最終処分量	1,013	901	860	806	792	782	771	751	732	712	692
減量化率(%)	84.7	86.1	86.8	86.9	87.1	87.1	87.2	87.3	87.4	87.5	87.6

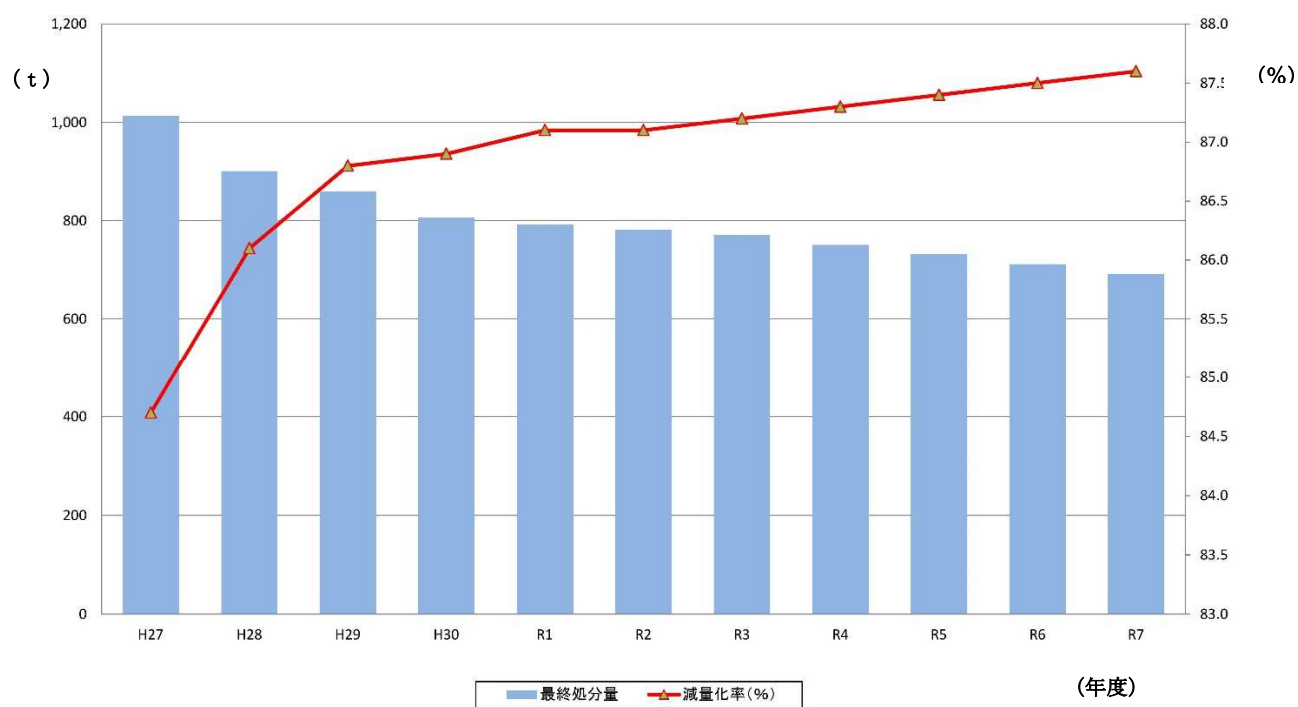


図3-2-5 最終処分量及び減量化率の予測

2. 基本方針

近年、環境保全、資源保護等への関心の高まりから、従来の「燃やして埋める」ごみ処理よりも、ごみの減量化、資源化が求められ、その後出てくるごみに対して適正な処理・処分が求められています。

ごみの減量化及び資源化には、町民の協力が不可欠であり、従来、施設を整備することに対応していたごみの適正処理に加え、住民も事業者も行政も一緒になって新たな適正処理に取り組みなければなりません。

本計画では自然と調和した快適で住みよい生活環境づくりのために住民、事業者、行政の三位一体となり、実現可能な減量目標値を設定し、新しい循環型（リサイクル）社会構造の継続を目指した廃棄物処理体制を確立します。

【愛南町のごみ処理基本方針】

循環型（リサイクル）社会構造の継続

3. 目標値の設定

平成 27 年度～令和 1 年度のごみ処理実績及び将来予測値より、目標年次（令和 7 年度）における目標値を設定し、ごみの減量化・資源化を推進します。

《減量化目標》

ごみの排出量（1 人 1 日当たりの排出量）を目標となる令和 7 年度において、平成 28 年度実績に対して 10.0%以上削減します。

また、事業系ごみについては、近年パンフレットの作成、配布など、家庭系ごみへの混入を防ぐ指導を強化しており、家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれの目標を設定します。

《資源化目標》

令和 1 年度の実績において資源化率は、9.1%であり平成 28 年度から資源化が進んでいないが、令和 7 年度には、この 9.1%から 12.0%以上に引上げることを目標とします。

（1）減量化目標値

令和 1 年度実績値より産業の動向を踏まえて予測し、家庭系・事業系ごみそれぞれの排出量目標値を設定します。

①家庭系ごみの排出量目標値

家庭系ごみの排出量（1 人 1 日当たり）

（単位：g）

	平成 28 年度 (実績値)	令和 1 年度 (実績値)	令和 7 年度 (計画目標値)
ごみ排出量予測値 (P. 20)	796	807	785
減量後のごみ排出目標値	—	—	697
目標削減率	—	0.0%	10.0%

②事業系ごみの排出量目標値

事業系ごみの排出量（年間）

（単位：t）

	平成 28 年度 (実績値)	令和 1 年度 (実績値)	令和 7 年度 (計画目標値)
ごみ排出量予測値	1, 132	951	940
減量後のごみ排出目標値	—	—	926
目標削減率	—	16.0%	18.0%

家庭系ごみについては、過去 5 年間においては減量化が十分に進んでおり、これまでどおり排出抑制に向けた取組を続けていきます。事業系ごみについては、家庭系ごみへの混入防止の取組を強化しており近年増加の傾向にあるが、人口減少によるごみ排出量の減少も含め、目標削減率を「家庭系ごみ 10.0%」「事業系ごみ 18.0%」と設定します。

(2) 資源化目標

①資源化率の目標値

(単位：t)

	平成 28 年度 (実績値)	令和 1 年度 (実績値)	令和 7 年度 (計画目標値)
資源化量予測値 (P. 22)	623	558	620
資源化量目標値	—	—	670
目標資源化率	9. 6%	9. 1%	12. 0%

②減量化率の目標値

(単位：t)

	平成 28 年度 (実績値)	令和 1 年度 (実績値)	令和 7 年度 (計画目標値)
最終処分量予測値 (P. 23)	901	792	692
最終処分量目標値	—	—	670
目標減量化率	86. 1%	87. 1%	88. 0%

事業系ごみに関しては自己処理が原則であり、資源化物については民間リサイクルルートにより処理するケースもあります（民間リサイクル含む資源化率令和元年度 22.4%）。資源化・減量化については、住民一人一人がリサイクルの意識を持ち、可燃ごみ、不燃ごみ（粗大ごみ）より資源化物の分別を行うことによって、資源化率の向上を図るとともに焼却量を抑え、最終処分量の減少を目指します。

4. ごみ処理基本計画の施策

近隣連帯意識など豊かな人間環境を背景にして、住民、事業者、行政が一体となって廃棄物の発生を抑制し、廃棄物を資源として再利用するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、自然環境・生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図りながら、循環型社会の継続を図り、良好な自然環境・都市環境の形成に寄与していくことを基本的な考え方とします。

- 発生の抑制、循環型社会への意識改革を伴うライフスタイルの変革を行うための住民等の参加及び協力を進める。
- 発生の抑制、循環型社会への構築による減量化を進める。
- ごみの適正管理、適正処理の推進による安全で快適な生活環境を創造する。
- 地域における清潔の保持を進めるための生活環境美化システム作りを図る。

(1) 住民、事業者、行政の役割

①住民の役割

- 住民は、ごみに対する意識を見直し、ごみになりにくい商品を選択し、物を大切に使い無駄をなくするなど、ごみの発生量を抑え、再生利用できるごみについては積極的に資源化する。

②事業者の役割

- 事業者は、資源の有限性を深く認識し、ごみになりにくい商品開発や流通・販売に心がけ、商品の再生利用や再生資源の活用に努める。

③行政の役割

- 行政は、ごみ問題を広く住民や事業者に普及啓発し、ごみ発生量の抑制や減量・資源化に関する施策を積極的に推進していくとともに、行政自ら先導的に行動する。

(2) 発生及び排出抑制のための施策

ごみの排出抑制のための方策

近年、住民のリサイクルへの関心の高まりや人口の減少により、ごみの排出量は減少しているが、より一層安全で快適な生活環境を保全・創造していくために、住民・事業者・行政が一体となってごみの発生及び排出の抑制に取り組む必要があります。

①ごみ・環境等に関する意識啓発

住民・事業者が日常生活において物を大切に作る気持ちを持ち、ごみを作らないことやごみを活用することを心がけ、自発的に努力・工夫する意識及びごみ処理のコスト意識を持つことが必要です。そのために、広報やイベント等を通じて啓発を図り、情報の提供に努めます。

ア. 広報誌、町ホームページ等の活用による啓発

ごみ問題、環境問題、ごみ収集の現状、リサイクルの現状等を町のホームページや広報誌、本町独自のかんきょうかわら版等で情報を発信します。

イ. 環境教育の推進

ごみ問題、環境問題に対する意識を高めるため、関係機関等との連携により環境教育・学習の充実及び説明会等の活用を図ります。また、社会見学としてごみ焼却施設の見学も、拡大していきます。

②ごみ減量化・資源化への指導、支援

ア. 家庭・地域への支援

(ア) 家庭用コンポスト容器について、広く拡大するために補助金制度を奨励します。

(イ) 廃食用油回収事業について、内容を周知するため、かんきょうかわら版や環境学習会を活用します。また回収方法や回収場所を検討し、利用の促進を図ります。

イ. 事業所への指導、支援

(ア) 商店やスーパーで商品を販売する際に、販売者と消費者双方の合意のもとでその包装紙や商品を入れる袋を自粛するなど、包装の簡素化を推進します。

(イ) 本町区域内のスーパー、流通業者、住民、行政の連携により、トレイの使用の削減に努める。同時に使用したトレイや牛乳パックは店頭で回収し再利用・再資源化を推進します。

(ウ) 事業所から発生する紙ごみの増加を抑制するため、OA関連用紙の分別・資源化、ダンボールの発生抑制を推進します。

(3) 資源化（減量化）の施策

分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

現在、排出されるごみについては可燃ごみ、資源ごみに大別され、可燃ごみは焼却処理、資源ごみはリサイクル施設で選別後、鉄、アルミ・ガラスに資源回収している。それ以外の残渣は、埋立処分しています。

現在、資源ごみの分別収集により、金属類（鉄、アルミ）、ガラス類、ペットボトル類等、可能な限り資源化を行っています。容器包装リサイクル法の主旨に基づき、更なる分別収集を推進し、分別の精度と質の向上を図る施策を考えていく必要があります。

①家庭系ごみの分別の徹底と収集

ごみの資源化、分別排出の徹底、収集作業時の危険防止及び住民の排出モラル向上のため、指定ごみ袋の実施とともに、質の高い資源の排出のため、各行政区でのステーション管理の指導を行います。

ア. 分別収集の徹底

質の高い資源の排出を目指し、分別マニュアルの配布等、分別収集の徹底を図るとともに、住民への理解と協力を拡大します。

イ. 収集回数・収集方式・収集体制の改善

平成29年度より新たに実施している資源ごみの分別収集にあたり、収集回数・収集方式・収集体制・処分体制のさらなる改善を図ります。

ウ. 排出方法

本町では、現在、収集区分別指定袋制度を導入しており、今後も継続します。

エ. 容器包装廃棄物の分別収集計画

平成7年6月に公布された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」とする）では、市町村は再商品化する特定容器の分別収集計画の策定が求められています。それを受け、本町では、分別収集計画を策定し、容器包装廃棄物の分別収集を次のとおり実施しています。

【容器包装廃棄物の分別収集計画】

分別収集の対象品目については、資源ごみとしてビン類、缶類（アルミ缶、スチール缶）、ペットボトル類、不燃物類については、分別区分に応じた収集を行います。

分別収集したものはそれぞれ選別し、分別基準適合物として回収します。また、古紙・ダンボール類は町による直接収集と直接持ち込みによって回収を行っていきます。

②事業系ごみの分別の徹底と抑制

事業系ごみの中には資源化できるものが多量に含まれており、徹底した分別を行うことにより、一層の資源化・減量化を図ります。また、事業系ごみは自己処理が原則となっており、家庭系ごみへの混入及び混合排出の抑制に向け適切な指導を行います。

《参考に容器包装リサイクル法による分別収集基準を以下に示す。》

分 別 収 集 基 準

容器包装の分類	基 準
主として鋼製の容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 t 車一台分程度の量であること。 ・ 圧縮されていること。 ・ 他の素材の容器包装が混入していないこと。 ・ 容器包装以外の異物が付着・混入していないこと。 ・ 高圧ガス容器以外にあっては、洗浄されていること。 ・ 高圧ガス容器にあっては、内容物、ふた及び噴射のための押しボタン（取り外しが容易なものに限る。）が取り外されていること。
主としてアルミニウム製の容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 t 車一台分程度の量であること。 ・ 圧縮されていること。 ・ 他の素材の容器包装が混入していないこと。 ・ 容器包装以外の異物が付着・混入していないこと。 ・ 高圧ガス容器以外にあっては、洗浄されていること。 ・ 高圧ガス容器にあっては、内容物、ふた及び噴射のための押しボタン（取り外しが容易なものに限る。）が取り外されていること。
主としてガラス製の容器（ほうけい酸ガラス及び乳白ガラスを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 t 車一台分程度の量であること。 ・ 他の素材の容器包装が混入していないこと。 ・ 容器包装以外の異物が付着・混入していないこと。 ・ 主としてガラス製以外のふたが取り外されていること。 ・ 洗浄されていること。 ・ 無色、茶、その他の3色に分類されていること。 ・ 結晶化ガラスが混入していないこと。
主としてプラスチック製の容器包装であって飲料及びしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器（ペットボトル）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 t 車一台分程度の量であること。 ・ 他の素材の容器包装が混入していないこと。 ・ 容器包装以外の異物が付着・混入していないこと。 ・ 主としてプラスチック製の容器包装が混入していないこと。 ・ ポリエチレンテレフタレート製以外のふたが取り外されていること。 ・ 洗浄されていること。 ・ 圧縮されていること。

(4) 適正管理及び適正処理の施策

ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

地域環境保全は言うまでもなく、地球環境保全に配慮した収集・運搬、中間処理（再生利用を含む）、最終処分場の拡充が必要となります。

ごみを適正に処理するためには、発生から処理・処分に至るまでのトータル管理を目指す必要があります。住民、事業者、行政が各々の立場における役割分担のあり方を常に追及し、環境への負荷を与えないシステム作りが課題とされています。

そのため、住民はごみに対する意識改革やルールへの遵守が重要となり、事業者においても環境に対する社会的責任を果たすべく取組がより強く求められています。

①ごみ排出の指導

住民が生活環境に最大の注意をはらい、ルールを遵守してごみを排出するよう指導を行います。特に集合住宅からのごみの排出については指導強化を図る必要があります。

ア. 家庭系ごみの排出指導

(ア) 決められた日に、決められた場所に分別して排出するよう指導します。

(イ) 家屋の解体等による粗大ごみの不法投棄の防止を指導します。

(ウ) 粗大ごみの持込みに関しては、事前の受付・登録制とし、受入基準の確認と搬入日の指定を事前に行うものとします。

(エ) ステーション及びその周辺については清潔に保つものとし、その際必要なごみ集積箱については補助金制度の奨励を行います。

イ. 集合住宅に対する排出指導

分別の不徹底や時間外排出等に対するごみ排出指導を強化します。

ウ. 事業系ごみの自家処理の指導

事業活動に伴う廃棄物については、法律上、事業所自らの責任において適正に処理しなければならない旨、明確に規定されています。法や条例の趣旨を浸透させ、不適正処理や家庭系ごみステーションへの排出を防ぐため、自家処理の指導を強化するとともに、排出指導を併せて行います。

エ. 適正処理困難物の指定及び取り扱い指導の徹底

適正な処理が困難な廃棄物を適正処理困難物として指定するとともに、事業者における回収等の措置を指導します。

オ. 一般廃棄物の排出禁止品目と、その処分の指導の強化、排出禁止品を処分する際の指導強化

(ア) 有毒性、危険性、有害性、引火性または著しい悪臭を伴う一般廃棄物

(イ) 特別管理一般廃棄物

(ウ) 適正処理困難物

原動機付自転車、スプリング入りマットレス、ガスボンベ、タイヤ、バッテリー、ペンキ、油、薬品、FRP製品、農業用ビニール、農機具、養殖用フロート、魚網（エ）容積または

重量の著しく大きい一般廃棄物

(才) 以上の他、本町が行う処理に支障を及ぼす恐れのある一般廃棄物

力、自己搬入する一般廃棄物の届け出制度

搬入する一般廃棄物の届出についての指導の強化

②収集・運搬の整備

収集体制の中における問題点を抽出し、収集時間・収集ルート・収集回数の検討を適宜行うことで、より効率的な収集体制を構築します。

③不法投棄の防止

不法投棄を未然に防ぐため、監視カメラによる24時間体制での監視や看板の設置、巡視員によるパトロールを実施しています。違反者に対して迅速に対応できる体制を整備し、不法投棄が行われないような環境づくりを推進していきます。

④最終処分場の維持

最終処分場は、ごみを自然界の代謝機能を利用して自然へ還元するプロセスであり、必要不可欠な施設です。しかし、その確保は、全国的に困難な状況になってきているため、現有の処分場の延命を図り適正な利用を推進していきます。

ア. 最終処分場の延命化

ごみの排出抑制、資源化

これまで記述したとおり、ごみの排出抑制や資源化を行政、事業者、住民が一体となってい、廃棄物を適正に処理することにより最終処分量を減らし、最終処分場の延命化を図ります。

イ. 最終処分場（埋立場、浸出水処理施設）の適正な維持管理

埋立場での覆土の実施や浸出水の適正な処理を行うことにより、周辺環境への影響を防止します。

(ア) 浸出水対策

地下水汚染防止のための遮水シートの維持管理・監視を行います。

(イ) 廃棄物の飛散及び悪臭対策

埋立地の外へ廃棄物が飛散したり、悪臭が発散しないように適正な覆土を行います。

ウ. 跡地利用計画の推進

周辺環境や社会的ニーズに適した跡地利用の計画を推進していきます。

ごみ処理基本計画イメージ

最大目標：

ごみ減量

行政・事業者・住民
の役割分担

基本姿勢：

発生抑制

住民等の参加
及び協力

各団体の協力

- ・ 各種ボランティア
- ・ 住民団体等

- 住民（排出者）の意識改革
- ・ 購入商品の選択
 - ・ ごみ分別品目の遵守
 - ・ プレリサイクルの推進等
- 事業者（製造・販売者）の意識改革
- ・ ごみにならない商品の開発
 - ・ 再利用システムの整備
- 行政の施策
- ・ 啓発→住民、事業者
 - ・ 環境教育→生徒、学生
 - ・ 義務づけ→住民、事業者
 - ・ 支援→排出抑制のためのシステム等

ごみ

廃棄物の
減量化推
進

資源化
(リサイクル)

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| ソフトの
運用 | ・ 回収から再生、再生
品利用促進までの循
環システムの確立 |
| ハードの
運用 | ・ リサイクル施設の
活用 |

適正管理

- ・ 家庭系の分別区分、排出方法等（自己搬入の届出等）
- ・ 事業系の届出等（減量化計画、廃棄物管理責任者等）
- ・ 適正処理困難物の指定等
- ・ 一般廃棄物の不法投棄防止

適正処理

- ・ 効率的な収集運搬
- ・ 排出後の資源化
- ・ 管理・処分施設の保全
- ・ ごみの減容・減量
- ・ ごみ焼却施設の運用
- ・ 最終処分場の運用

- ・ エネルギー回収
- ・ 最終処分場の延命化

ごみ減量

地域の美化推進

生活環境の保全

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

公共用水域の水質保全のため、PFI事業による合併処理浄化槽の設置を愛南町の生活排水処理の中心に据え、面的整備の促進をより一層推進します。家屋の新築、改造等においても合併処理浄化槽の設置推進を図ります。

合併処理浄化槽整備計画区域以外の農業・漁業集落排水処理区域においては、未接続住宅に対する指導、啓発を引き続き行い集落排水処理施設への接続率の向上を図ります。

第2節 生活排水処理の現状

本町における過去5年間の処理形態別人口の推移は表4-2-1に示すとおりです。水洗化・生活排水処理人口が増加し非水洗化人口は減少しています。

表4-2-1 処理形態別人口の推移

(単位：人)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
1. 計画処理区域内人口	22,843	22,349	21,756	21,296	20,774
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	9,049	9,156	9,170	9,157	9,200
(1) 公共下水道	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	7,120	7,221	7,253	7,248	7,265
(3) 農業・漁業集落排水施設	1,929	1,935	1,917	1,909	1,935
(4) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	6,285	6,137	5,971	5,872	5,730
4. 非水洗化人口	7,509	7,056	6,615	6,267	5,844
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

第3節 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、表4-3-1に示すとおりです。

表4-3-1 生活排水の処理主体

項 目	処理対象	処理主体
農業・漁業集落排水施設	し尿・生活雑排水	愛南町
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	愛南町・個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	愛南町

第4節 処理形態別人口の予測

処理形態別人口の予測は、表4-4-1に示すとおりです。

表 4-4-1 処理形態別人口の予測

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1. 計画処理区域内人口	22,843	22,349	21,756	21,296	20,774	20,424	20,074	19,724	19,330	18,936	18,542
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	9,049	9,156	9,170	9,157	9,200	9,672	10,121	10,555	10,716	10,863	10,993
(1) 公共下水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	7,120	7,221	7,253	7,248	7,265	7,769	8,251	8,709	8,916	9,099	9,266
(3) 農業・漁業集落排水施設	1,929	1,935	1,917	1,909	1,935	1,903	1,870	1,846	1,800	1,764	1,727
(4) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	6,285	6,137	5,971	5,872	5,730	5,320	4,922	4,539	4,265	3,998	3,739
4. 非水洗化人口	7,509	7,056	6,615	6,267	5,844	5,432	5,031	4,630	4,349	4,075	3,810
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5節 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

1. し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ

本町における、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、図4-5-1に示すように、許可業者により収集された、し尿及び浄化槽汚泥は、全量を宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センターで処理しています。

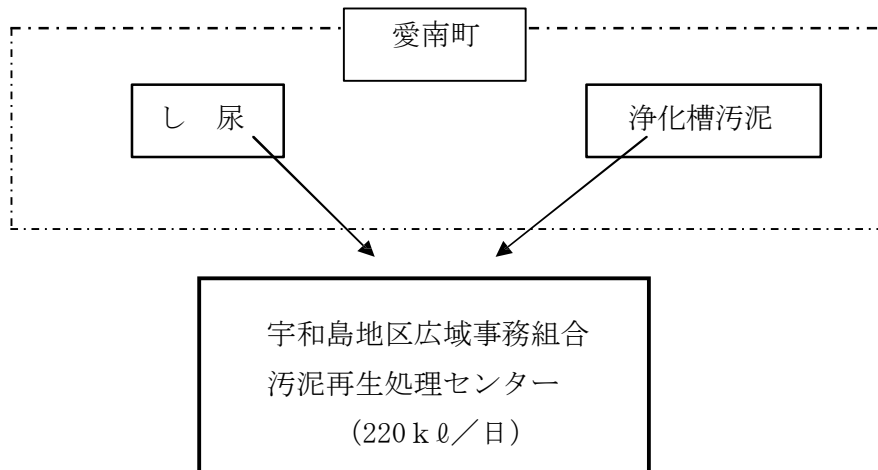


図4-5-1 し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ

2. し尿及び浄化槽汚泥の収集量の実績

過去5年間に於ける町全体の、し尿及び浄化槽汚泥の収集量の実績は表4-5-1に示すとおりです。令和1年度の実績では、合計15,043kℓ/年であり、内訳は、し尿が8,833kℓ/年(58.7%)、浄化槽汚泥が6,210kℓ/年(41.3%)となっています。

収集量の実績を見ると、し尿量、浄化槽汚泥量ともほぼ横ばい状態です。今後は人口の減少とともに全体収集量は減少していくが、合併浄化槽の普及とともに浄化槽汚泥の増加が見込まれます。

表4-5-1 し尿及び浄化槽汚泥収集量

(単位：kℓ)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
し 尿	9,937	9,111	9,234	9,492	8,833
浄化槽汚泥	6,915	6,995	6,117	6,531	6,210
合 計	16,852	16,106	15,351	16,032	15,043

3. 1人1日平均排出量

過去3年間における、し尿及び浄化槽汚泥の1人1日平均排出量を表4-5-2に示すとおりです。

表4-5-2 し尿及び浄化槽汚泥の1人1日平均排出量

(単位：ℓ/人・日)

区分\年度	H29	H30	R1
し尿	1.16	1.22	1.16
浄化槽汚泥	0.77	0.84	0.82
合計	1.93	0.26	1.98

4. し尿処理施設の概要

本町で収集された、し尿及び浄化槽汚泥は、平成27年8月から表4-5-3に示す宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センターで処理されています。

表4-5-3 し尿処理施設の概要

施設名	宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センター
所在地	宇和島市坂下津乙 69 番地 1
処理方式	高負荷膜分離処理+高度処理
公称能力	220 kℓ/日 (し尿 130 kℓ・浄化槽汚泥 90 kℓ)

第6節 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

1. 収集・運搬計画

本町全域を計画収集区域とし、計画収集区域で発生するし尿及び浄化槽汚泥を収集・運搬の対象とします。収集・運搬主体は、表4-5-4に示す許可業者が行うものとします。

表4-5-4 収集・運搬及び清掃

許可業者	廃棄物の種類	業務の範囲		対象区域
(株) 岩村電気水道	し尿及び 浄化槽汚泥	収集運搬	浄化槽 清掃	愛南町全域
(有) 尾崎商店				
(有) クリーン西海				
(有) 高平屋				
(有) 滝野産業				
愛南環境衛生協同組合		収集運搬		

2. 中間処理計画

宇和島地区広域事務組合において、宇和島圏域での広域的処理を行うため、汚泥再生処理センターを整備しました。本町も施設の供用開始に合わせて共同処理に参画しており、今後は、宇和島地区広域事務組合の策定する生活排水処理基本計画に沿った処理を行います。